

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和8年3月11日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名
いしかわ動物愛護センター清掃業務委託
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等
日常清掃(週3回) 314.194 m²
ガラス清掃(年1回) 295.000 m²
- (3) 納入期限(履行期間)
令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
- (4) 発注所属及び納入場所
住 所: 河北郡津幡町字津幡エ9
所 属: いしかわ動物愛護センター
連絡先: TEL 076-204-8622

2 契約相手方の選定基準

- (1) 石川県内に所在すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者。
 - ①障害者支援施設
 - ②地域活動支援センター
 - ③障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)
 - ④小規模作業所
 - ⑤①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和8年3月24日(火) 午前11時00分
- (2) 提出先
住 所: 河北郡津幡町字津幡エ9
所 属: いしかわ動物愛護センター
連絡先: TEL 076-204-8622